

議案第65号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係条例の整備に関する条例の制定について

別紙のとおり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月3日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和元年琴浦町条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

(琴浦町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 琴浦町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年琴浦町条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失職事由の特例) 第5条 任命権者は、 <u>法第16条第1号</u> に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。 2 略	(失職事由の特例) 第5条 任命権者は、 <u>法第16条第2号</u> に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。 2 略

(琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第12条の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2及び3 略

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 略

(期末手当の支給制限)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第12条の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2及び3 略

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 略

(期末手当の支給制限)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を

(3)及び(4) 略
(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(休職者の給与)

除く。)

(3)及び(4) 略
(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(休職者の給与)

<p>第23条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 略</p>	<p>第23条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u>又は死亡したときは同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 略</p>
--	---

(琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年琴浦町条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u>又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1</p>

<p>日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>7 略</p>	<p>日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>7 略</p>
--	--

(琴浦町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号</u>に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条第2号、第4号及び第5号又は第29条第1項各号</u>に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 略</p>

(琴浦町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 琴浦町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年琴

浦町条例第189号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>堪えない</u>場合</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人</u>又は被保佐人</p> <p>(2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第6条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>たえない</u>場合</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44

条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の琴浦町職員の給与に関する条例第19条第1項及び第4項、第19条の2第2号(同条例第20条第5項及び第23条第7項において準用する場合を含む。)、第20条第1項及び第2項第1号並びに第23条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条の規定による改正前の地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。